

『後見支援預金規定』

後見支援預金は「預金共通規定」「普通預金規定」に定めるところに加えて、以下の規定に定めるところにより取り扱います。

第1条（利用対象者）

家庭裁判所が「指示書」を発行した者。

第2条（取扱店の限定）

口座取引店のみを窓口として取り扱うものとします。

第3条（取引の方法）

すべての取引は、「指示書」に基づき取り扱うものとし、当庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

第4条（自動支払）

この預金口座からの各種料金等の自動支払はできません。

第5条（キャッシュカードの取扱）

キャッシュカードは発行できません。

第6条（ATM利用）

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱に限定します。

第7条（死亡時等の取扱）

成年被後見人が死亡した場合、或いは未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続き或いは口座解約手続き等が必要となります。

第8条（適用条項）

- 1.この規定に定めのない事項については、普通預金規定が適用されるものとします。
- 2.規定と普通預金規定の条項が抵触する場合には、この規定の条項が優先して適用されるものとします。
- 3.この追規定および普通預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当庫と協議のうえ決定します。

第9条（規定の変更）

- 1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。
- 2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上
2020年4月1日現在